

住宅の改修工事をした場合は

# 固定資産税を減額します

## 省エネ改修をした場合

▽対象住宅 平成20年1月1

日以前から市内に所在する住宅（賃貸住宅は除く）で、次の要件を満たすもの

▽工事期間 平成20年4月1

日～平成22年3月31日

▽工事費用 1戸当たりの省エネ改修工事費用が30万円以上のもの

▽工事内容

①窓の2重サッシ化、複層ガラス化などの窓の改修工事

②窓の改修工事と併せて行う床、天井、壁（外気と接するものに限る）の断熱工事

※①は必須要件です。

▽減額税額・期間

対象住宅の固定資産税の3分の1を、工事が完了した年の翌年度分のみ減額します（併用住宅は居住部分のみ）。

※1戸につき床面積の120平方メートル相当分までが対象

▽申告方法 固定資産税減額申告書に次の書類を添付し

て、工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。現行の省エネ基準に適合する工事であることを証明する指定確認検査機関（建築士・指定住宅性能評価機関等）が発行する証明書

※新築住宅軽減、住宅耐震改修に伴う減額措置と同時適用はできませんが、バリアフリー改修との同時適用はできます。

▽対象住宅 次のすべての要件を満たすもの

①昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅

②平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法（昭和56年6月1日施行）に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事を施したものの

③1戸当たりの耐震改修工事費用が30万円以上のもの

▽減額税額 対象住宅の固定資産税額の2分の1を減額（併用住宅は居住部分のみ）

## 住宅耐震改修をした場合

※1戸につき床面積の120平方メートル相当分までが対象

▽減額期間 工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じて次の期間減額

①65歳以上の方

②介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方

③障害者

▽工事期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日

▽工事費用 1戸当たりの工事費が30万円以上（補助金などを除く自己負担額）のもの

▽工事内容 次のいずれかに該当するもの

・廊下の拡幅

・階段のこう配の緩和

・浴室の改良

・トイレの改良

・手すりの取付け

・床の段差の解消



・引き戸への取り替え

・床表面の滑り止め化

▽減額税額 対象住宅の固定資産税の3分の1を減額

※1戸につき床面積の100平方メートル相当分までが対象（併用住宅は居住部分のみ）

▽減額期間 工事が完了した年の翌年度分のみ

▽申告方法 固定資産税減額申告書に次の書類を添付し

て、工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

工事完了の翌年度分に限り減額します。

▽住宅居住者要件 次のいずれかに該当する方

①65歳以上の方

②介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方

③障害者

▽工事期間 平成19年4月1日～平成22年3月31日

▽工事費用 1戸当たりの工事費が30万円以上（補助金などを除く自己負担額）のもの

▽工事内容 次のいずれかに該当するもの

・廊下の拡幅

・階段のこう配の緩和

・浴室の改良

・トイレの改良

・手すりの取付け

・床の段差の解消

・引き戸への取り替え

・床表面の滑り止め化

▽減額税額 対象住宅の固定資産税の3分の1を減額

※1戸につき床面積の100平方メートル相当分までが対象（併用住宅は居住部分のみ）

▽減額期間 工事が完了した年の翌年度分のみ

申告書に次の書類を添付して、工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

①④または⑤の書類

②領収書（バリアフリー改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）、工事費明細書、改修箇所の図面・写真（改修前・改修後）

③バリアフリー改修工事が行われた旨を証する書類（建築士等の発行するもの）

④居住者要件が確認できるもの（介護保険被保険者証、身体障害者手帳など）

⑤補助金などの交付決定、居室介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付決定が確認できる書類（交付、給付を受けている方のみ）

※既にバリアフリー改修の適用を受けた家屋は対象となりません。

※新築住宅軽減、住宅耐震改修に伴う減額措置と同時適用はできませんが、省エネ改修に伴う減額措置との同時適用はできます。

《申告書配布・問合せ》 税務課 課資産税係 ☎21-9046 または各総合支所市民生活課

# 国民年金からのお知らせ

## 公的年金などの 源泉徴収票が届きます

国民年金、厚生年金、および共済組合などから受給する年金は、所得税法上「雑所得」として所得税が課せられます。社会保険業務センターでは、平成20年分の源泉徴収票を作成し、年金受給者に1月末までに送付します。

方などは、確定申告の際に添付書類として必要になります。

### ●再交付

源泉徴収票を紛失した場合、豊岡社会保険事務所では、再交付を受けることができます。その場合は、年金証書を持参ください。なお、代理者の場合は、委任状と代理者の身分証明書が必要です。

### ●老齢基礎年金は繰上げ請求・繰下げ申し出ができます

●老齢基礎年金の繰上げ請求  
老齢基礎年金の支給開始年齢は、原則65歳からですが、本人が繰上げ請求をした場合、60歳から64歳までの間の希望するときに年金を受け取ることができます。

・減額率＝繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数×0.5%

### ▽注意点

①年金額は、請求月の減額率で一生変わりません。  
②繰上げ請求後に、障害者となっても障害基礎年金は受

## ■請求時の年齢に応じた減額率

請求時の年齢	請求月から65歳になる月の前月までの月数	減額率
60歳0カ月～60歳11カ月	60月～49月	30%～24.5%
61歳0カ月～61歳11カ月	48月～37月	24%～18.5%
62歳0カ月～62歳11カ月	36月～25月	18%～12.5%
63歳0カ月～63歳11カ月	24月～13月	12%～6.5%
64歳0カ月～64歳11カ月	12月～1月	6%～0.5%

③寡婦年金の受給権を失います。  
④遺族厚生年金・遺族共済年金などと併給できません。一方のみの受給となります。

### ●老齢基礎年金の繰下げ申し出

66歳を過ぎてから年金請求の申し出をした場合、年金を増額して受けることができます。

・昭和16年4月2日以後生まれの方：増額率＝65歳到達月から繰下げ申し出月の前月までの月数×0.7%  
・昭和16年4月1日以前生まれの方：繰下げ申し出をした日の年齢に応じて、年単位で増額されます。

## ■申し出時の年齢に応じた増額率

申し出時の年齢	65歳になった月から申し出までの月数	S16.4.2以降生まれの方の増額率	S16.4.2以前生まれの方の増額率
66歳0カ月～66歳11カ月	12月～23月	8.4%～16.1%	12%
67歳0カ月～67歳11カ月	24月～35月	16.8%～24.5%	26%
68歳0カ月～68歳11カ月	36月～47月	25.2%～32.9%	43%
69歳0カ月～69歳11カ月	48月～59月	33.6%～41.3%	64%
70歳0カ月～	60月～	42%	88%

### ▽注意点

①一度決められた増額率は、一生変わりません。  
②65歳から66歳になるまでの間に障害基礎年金・遺族基礎年金の受給権者になった方は繰下げ申し出できません。

●年金個人情報サービス  
社会保険庁  
ホームページアドレス  
<http://www.sia.go.jp/>

### 年金・納付相談会を開催

日時	場所
1月14日(水) 10:00～16:00	竹野総合支所 2階 大会議室
1月21日(水) 10:00～16:00	出石総合支所 1階 第2会議室
2月4日(水) 10:00～16:00	日高農村環境改善 センター 2階 7号室

## 豊岡社会保険事務所 からののお知らせ 年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。  
お越しの際には、年金手帳など基礎年金番号の分かるものを持参ください。  
なお、代理者のときは、委任状と代理者の身分証明書を準備ください。

### ●1月10日(土)は

午前9時30分～午後4時

### ●1月5日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)は

午前8時30分～午後7時

### ●電話での問合せ

・ねんきんダイヤル  
☎0570・05・1165  
・IP電話・PHS  
☎03・6700・1165

### ●年金個人情報サービス

社会保険庁  
ホームページアドレス  
<http://www.sia.go.jp/>

### 《問合せ》

・豊岡社会保険事務所  
☎22・0945  
・市民課市民係  
☎21・9015または各  
総合支所市民生活課